

別 添

一般競争入札（条件付）公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、次のとおり総合評価（特別簡易拡大型（スマート型））一般競争入札（条件付）を実施する。

本件入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定による総合評価落札方式により落札者を決定するものとし、その実施に当たっては、岡山県建設工事総合評価落札方式＜拡大部分＞試行要領（平成23年4月1日施行）の定めるところによるものとする。

なお、本件入札においては、岡山県建設工事入札に係る低入札価格調査実施要領（平成19年6月1日施行）第3条第1項の規定による調査基準価格を設定している。

令和 8年 9月16日

岡山県備前県民局長 千田 元久

1 工事の概要		
案 件 番 号	3300821823220260038	工 事 概 要
工 事 番 号	11- 9- 1	
工 事 名	農業競争力強化農地整備事業（農地整備事業） 下仁保地区 第2－2工区区画整理工事	
路 河 川 名	下仁保地区	
工 事 場 所	赤磐市下仁保	
予 定 工 期	本件入札による契約を締結した日から 令和 9年10月19日まで	
		区画整理工事 A＝3. 7 h a 暗渠排水工事 A＝0. 7 h a

2 入札に参加することができる者の資格	
入札公告日から落札者が決定する日までの間、次に掲げる要件の全てを満たしていること。	
1 入札参加資格共通事項	「一般競争入札（条件付）公告共通事項（総合評価落札方式）」1のとおりに従うこと。
2 当該入札参加資格業種	土木一式工事
3 業者格付	AA、A又はB
4 経営事項審査評定値	－
5 営業所の所在地に関する条件	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所のうち、主たる営業所（建設業許可申請書の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。以下同じ。）を次の場所に有していること。 赤磐市、備前市又は和気郡和気町
6 特定建設業許可に関する条件	建設業法第3条第1項の規定による特定建設業の許可（土木一式工事に係るものに限る。）を有していること。
7 施工実績に関する条件	1) 平成23年度以降に元請負人として、岡山県備前県民局東備地域事務所の管内（3の業者格付がAAの者にあつては県内）において、国、岡山県（岡山県が出資し、又は出えんする公社及び事業団を含む。）又は県内市町村から発注された請負金額が5000万円以上の土木一式工事（平成23年度以降に受注したものに限る。）を施工した実績を有すること。 2) 岡山県が発注した土木一式工事のうち、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に完成させた工事がある場合は、それらの工事についての岡山県建設工事成績評定及び通知要領（平成13年1月1日施行）及び岡山県企業局工事成績評定及び通知要領（平成14年4月1日施行）による評定点の平均点が、65点未満でないこと。
8 配置技術者に関する条件	次の条件を満たす建設業法第26条に規定する監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という（建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を配置する場合にあつては、監理技術者補佐を含む。以下8において同じ。）。）を本件工事に専任で配置することができること。なお、同条第3項の規定に該当しない場合にあつては、専任であることを要しない。 1) 本件工事の入札参加資格確認申請日以前に3月以上の雇用関係があること。 2) 監理技術者にあつては、土木工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ、監理技術者講習を受けている者であること。 また、本件工事には、建設業法第26条第3項第1号に規定する主任技術者又は監理技術者を配置することができる。この場合においては、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。 1) 本件工事と兼務する工事の請負代金の額（消費税及び地方消費税の額を含む。）がそれぞれ1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。 2) 同一の主任技術者又は監理技術者を配置する工事が2件に限ること。 3) その他建設業法第26条第3項第1号に規定する要件を全て満たすこと。 なお、本件工事には、建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）を配置することができる。この場合においては、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。 1) 監理技術者補佐は、建設業法その他関係法令に定める要件を全て満たすこと。 2) 同一の特例監理技術者を配置する工事（2件に限る。）の場所が、同一の県民局の管内（地域事務所の管内を除く。）又は同一の地域事務所の管内にあること。 ただし、建設業法第26条第3項第1号に規定する主任技術者又は監理技術者に係る特例と特例監理技術者に係る特例とを併用することはできない。
9 その他	－

3 入札手続等

手 続 等	期 間 ・ 期 日	場 所 ・ 方 法 等
1) 施工実績調書及び配置予定技術者調書の配布	令和 8年 9月16日から 令和 8年10月 1日まで	岡山県電子入札共同利用システムポータルサイトの「団体個別情報」のページからダウンロードすること。
2) 入札参加資格確認申請書の作成及び提出	令和 8年 9月16日午前 9時から 令和 8年10月 1日午後 4時まで	電子入札システムによる。
3) 施工実績調書及び配置予定技術者調書の提出	令和 8年 9月16日午前 9時から 令和 8年10月 1日午後 4時まで	電子入札システムによる。
4) 資格確認書の配布	令和 8年 9月16日から 令和 8年10月 9日まで	岡山県電子入札共同利用システムポータルサイトの「団体個別情報」のページからダウンロードすること。
5) 技術資料及び関係書類の配布	令和 8年 9月16日から 令和 8年10月 9日まで	入札情報公開システムからダウンロードすること。
6) 設計図書等の閲覧等	令和 8年 9月16日から 令和 8年10月 9日まで	入札情報公開システムからダウンロードすること。
7) 設計図書等への質問の受付	令和 8年 9月16日から 令和 8年 9月28日まで の午前 9時から午後 4時まで 注) ファックスの送信先	方 法： 電子入札システム又はファックス 場 所： 岡山県備前県民局農林水産事業部東備地域農地農村整備室 宛 先： 0869-93-1137
8) 回答書の閲覧	回答可能となった日から 令和 8年10月 9日まで	入札情報公開システム
9) 入札の受付	令和 8年10月 8日午前 9時00分から 令和 8年10月13日午前10時00分まで	電子入札システムによる。 入札価格の内訳書及び自己採点表を併せて提出するとともに、電子くじ用のくじ番号を入力すること。
10) 開札	令和 8年10月13日午前10時00分	岡山県岡山市北区弓之町 6-1 岡山県備前県民局入札室
11) 資格確認書及び資格確認書類の提出（契約担当者が提出を求めた者に限る。）	開札日以降で契約担当者が指定する日時まで	場 所： 〒709-0492 岡山県和気郡和気町和気 4 8 7-2 岡山県備前県民局農林水産事業部東備地域農地農村整備室 方 法： 持参又は郵便若しくは信書便による送付（郵便又は信書便による送付の場合は、書留郵便その他の送付物が相手方に到着したこと及びその時間が確認することができる方法に限る。）
12) 技術資料及び関係書類の提出（契約担当者が提出を求めた者に限る。）	開札日以降で契約担当者が指定する日時まで	場 所： 〒709-0492 岡山県和気郡和気町和気 4 8 7-2 岡山県備前県民局農林水産事業部東備地域農地農村整備室第二班 方 法： 持参又は郵便若しくは信書便による送付（郵便又は信書便による送付の場合は、書留郵便その他の送付物が相手方に到着したこと及びその時間が確認することができる方法に限る。）
13) 入札結果及び総合評価結果の公表	落札者を決定した日の翌日以降	入札情報公開システム
14) 入札参加資格がないとされた理由の説明要求	入札結果の公表日の翌日から起算して 3 日以内	場 所： 岡山県備前県民局地域政策部総務課 方 法： ファックス 宛 先： 086-225-2549
15) 入札参加資格がないとされた者への理由の説明	説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して 3 日以内	方 法： ファックス
16) 落札者として選定されなかった理由の説明要求	入札結果の公表日の翌日から起算して 3 日以内	場 所： 岡山県備前県民局地域政策部総務課 方 法： ファックス 宛 先： 086-225-2549
17) 落札者として選定されなかった者への理由の説明	説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して 3 日以内	方 法： ファックス

注) 1 上記のうちインターネットによる手続によらない場合及び7)において電子入札システムを利用する場合の期間については、岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。

2 電子入札システム及び入札情報公開システム（岡山県電子入札共同利用システムポータルサイト）

<https://www.e-okayama.t-elbs.jp/>

3 12)の提出に当たっては、提出者の商号又は名称、本件工事等の名称及び入札日を記載した封筒に封入して1部提出すること。

4 総合評価落札方式に関する事項

(1) 入札の評価に関する基準

技術資料等の内容に応じて、次の評価項目及び評価基準に基づき得点を与える。また、(3)イの専任指導技術者を配置申請した場合は、②の項目については、専任指導技術者について評価を行う。

	評価項目	評価基準	配点	得点	提出様式	
① 企業の 施工 実績	平成23年度以降に発注された同種工事の施工実績の有無	1． 9 h a 以上のほ場整備整地工事の元請け実績あり	2.0	/2.0	別記様式 1-2	
		1． 9 h a 未満のほ場整備整地工事の元請け実績あり	1.0			
		上記のいずれにも該当しない。	0.0			
	岡山県が発注した土木一式工事のうち、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に完成させた請負金額が1000万円以上の工事がある場合、それらの工事についての岡山県建設工事成績評定及び通知要領（平成13年1月1日施行）及び岡山県企業局工事成績評定及び通知要領（平成14年4月1日施行）による評定点の平均点	77点以上	2.0	/2.0		
		74点以上 77点未満	1.0			
74点未満又は実績なし		0.0				
小計				/4.0		
② 配置 予定 技術 者の 能力	保有する資格	1 級土木施工管理技士又は技術士（本件工事の監理技術者になり得る部門に限る。）の資格取得後10年以上	1.0	/1.0	別記様式 2-2	
		1 級土木施工管理技士又は技術士（本件工事の監理技術者になり得る部門に限る。）の資格取得後5年以上	0.5			
		上記のいずれにも該当しない。	0.0			
	平成23年度以降に発注された同種工事を監理技術者、主任技術者又は現場代理人として施工した実績の有無	監理技術者又は主任技術者として1． 9 h a 以上のほ場整備整地工事を施工した実績あり	2.0	/2.0		
		監理技術者又は主任技術者として1． 9 h a 未満のほ場整備整地工事を施工した実績あり	1.0			
		現場代理人として1． 9 h a 以上のほ場整備整地工事を全期間にわたり施工した実績あり（監理技術者又は主任技術者を兼務した場合を除く。）	1.0			
		上記のいずれにも該当しない。	0.0			
	岡山県が発注した工事のうち、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に監理技術者又は主任技術者として完成させた請負金額が1000万円以上の工事がある場合、それらの工事についての岡山県建設工事成績評定及び通知要領（平成13年1月1日施行）及び岡山県企業局工事成績評定及び通知要領（平成14年4月1日施行）による評定点の平均点	77点以上	2.0	/2.0		
		74点以上 77点未満	1.0			
		74点未満又は実績なし	0.0			
	小計				/5.0	
	③ 地域 貢献	主たる営業所の所在地	赤磐市内	2.0	/2.0	
上記以外の場所			0.0			
開札日現在有効な岡山県、岡山県内の国の関係機関又は市町村（関係機関を含む。）との防災協定の締結の有無		指定防災協定を締結している。	2.0	/2.0	別記様式 3-2	
		指定防災協定以外の防災協定を締結している。	1.0			
		なし	0.0			

岡山県（県出資の公社・事業団を含む。）、岡山県内の国の関係機関又は市町村が発注した土木一式工事のうち、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に完成させた近隣地域での施工実績の有無	請負金額が500万円以上の東備地域事務所の管内での元請け実績が5件以上あり	2.0	/2.0	別記様式3-10
	請負金額が500万円以上の東備地域事務所の管内での元請け実績が3件以上あり	1.0		
	上記のいずれにも該当しない。	0.0		
	小計		/6.0	
合計			/15.0	

注) 評価項目「開札日現在有効な岡山県、岡山県内の国の関係機関又は市町村（関係機関を含む。）との防災協定の締結の有無」における「指定防災協定」及び「指定防災協定以外の防災協定」については、次のとおりとする。

- ◎ 「指定防災協定」
 - ・ 岡山県と締結した大規模災害時における応急対策業務に関する協定（（一社）岡山県建設業協会）
- ◎ 「指定防災協定以外の防災協定」（次のいずれかに該当するものとする。）
 - ・ 指定防災協定以外の岡山県との防災協定
 - ・ 岡山県内の国の関係機関との防災協定
 - ・ 岡山県内の市町村（関係機関を含む。）との防災協定

(2) 落札者決定方法

イ 入札を適正に行った者に対しては、標準点を与え、さらに、自己採点表（別記様式第11号）に記載された得点（以下「自己採点得点」という。）を加算点として与える。

なお、標準点は100点（岡山県建設工事入札に係る低入札価格調査実施要領（平成19年6月1日施行）に定める調査基準価格を下回る額の入札価格で入札を行った者については、85点）とし、加算点の最高点数は15点とする。（加算点は、自己採点得点の合計を15点満点に換算する。）

ロ 契約担当者は、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第137条第1項に規定する予定価格の制限の範囲内の入札価格で入札を行った者のうち、イによって得られた標準点と加算点との合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「仮評価値」という。）が最も高い者について、技術資料等の内容により採点する。

ハ 契約担当者が採点した得点が、自己採点表に記載された得点に満たない項目については、契約担当者が採点した得点の2分の1に相当する点数を得点として算定する。

ニ ハにより算定された得点を用いてイの例により得られた標準点と加算点との合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）が、他の入札者の仮評価値よりも高い場合は、当該入札者を落札候補者とする。

なお、評価値が他の入札者の仮評価値以下となった場合においては、他の入札者のうち仮評価値が最も高い入札者について評価値を算出し、他の入札者の仮評価値（評価値を算出した者については評価値）と比較し、以下落札候補者が決定するまで繰り返すものとする。

ホ ニにかかわらず、岡山県建設工事入札に係る低入札価格調査実施要領に定める調査基準価格を下回る入札を行った者がある場合は、当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

ヘ 技術資料等の提出を求めることが可能な入札参加者が1者のみである場合は、契約担当者は、当該入札参加者に対し当該技術資料等の提出を求めることなく、契約担当者による採点を省略して落札者を決定することがある。

(3) 専任指導技術者の配置

イ 入札参加者は、監理技術者等が開札日現在において45歳以下の場合、監理技術者等及び監理技術者補佐とは別に、監理技術者等を指導補助する技術者（以下「専任指導技術者」という。）の配置を、監理技術者等と組み合わせた上で申請することができる。

ロ 専任指導技術者は、2の8に掲げる監理技術者等が求められる要件を全て満たすこと。また、監理技術者を指導補助する専任指導技術者は、当該入札参加資格業種に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ、監理技術者講習を受けている者であること。

ハ 専任指導技術者の配置を申請する場合は、配置予定技術者調書（別記様式2-2）に必要事項を記載するとともに、当該記載事項を証明する書類を添付すること。

ニ 配置予定技術者調書（別記様式2-2）を提出する時に専任指導技術者を特定できない場合には、複数（配置予定技術者として申請した監理技術者等の人数にかかわらず3名まで）の専任指導技術者の配置を、監理技術者等と組み合わせた上で申請することができる。

ホ 本件工事に係る請負契約の締結後は、配置予定技術者調書（別記様式2-2）に専任指導技術者として記載した者のうちから専任指導技術者を配置すること（現場代理人等の指名通知書と併せて専任指導技術者配置届を提出すること。）。

ヘ 専任指導技術者は、本件工事に専任で配置するものとし、監理技術者等の配置が必要とされる全期間にわたり監理技術者等を指導補助すること。ただし、監理技術者等の専任が必要とされない期間においては、専任指導技術者についても専任であることを要しない。

ト 病休、死亡、退職等特別な理由以外により配置予定技術者調書（別記様式2-2）に記載した専任指導技術者を配置することができない場合は、本件工事に係る工事成績評定を3点減ずるとともに、指名停止等の措置を行う場合がある（契約の締結前にあつては、契約を締結しないこととする）とともに、指名停止等の措置を行う場合がある。）。

チ 専任指導技術者が監理技術者等を適切に指導補助することができないと認められる場合は、専任指導技術者としての要件を満たさないと判断し、総合評価における配置予定技術者の能力に関する評価項目のうち「保有する資格」、「同種工事の施工実績の有無」及び「工事成績の平均点」について、評価を行わない（0点とする。）。

リ 専任指導技術者の配置を申請した場合において、次の①又は②に該当する者があるときは、当該者に係る組合せの配置の申請を無効とし、全ての監理技術者等に専任指導技術者の配置を申請した場合であつて当該監理技術者等と当該専任指導技術者の全ての組合せに次の①又は②に該当する者があるときは、当該申請に係る入札を無効とし、当該入札を行った者を落札者としていた場合には、落札の決定を取り消す。

① 開札日現在において45歳以下であることを確認することができない監理技術者等

② ロの要件を満たすことを確認することができない専任指導技術者

(4) 評価内容の担保

病休、死亡、退職等特別な理由により配置予定技術者調書（別記様式２－２）に記載した配置予定技術者が工期の途中で交代した場合は、交代後の配置技術者について、改めて４(1)の表の②の項目について評価を行うものとし、当該評価による得点の小計が配置予定技術者調書（別記様式２－２）に記載した配置予定技術者のこれに相当する得点の小計未満となったときは、工事成績評定を２点減ずる。２回目以降の交代の場合も同様とするが、再度の減点は行わないものとする（専任指導技術者を配置した場合は、専任指導技術者についても同様に取り扱う。）。

(5) 配置予定技術者の能力について

複数の技術者を配置予定技術者として入札参加資格確認申請を行う場合は、それぞれの配置予定技術者について配置予定技術者調書（別記様式２－２）を提出すること。この場合において、４(1)の表の②の項目については、配置予定技術者のうち小計が最も低い者について評価する。なお、専任指導技術者の配置を申請した場合は、同表の②の項目のうち「保有する資格」、「同種工事の施工実績の有無」及び「工事成績評定点の平均点」については、当該専任指導技術者として申請した者について評価する。

5 契約の締結

落札者の決定から本件工事に係る請負契約を締結するまでの間に、落札者が、岡山県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領（平成13年岡山県告示第404号）に基づく指名停止の措置を受けたとき、岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和63年２月１日施行）に基づく指名除外の措置を受けたとき、建設業法第28条第３項若しくは第５項の規定による岡山県内における営業の停止命令（業種は問わない。）を受けたとき、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしたとき（更生手続開始の決定を受けているときを除く。）若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしたとき（再生手続開始の決定を受けているときを除く。）又は本件入札に関し岡山県談合情報対応マニュアル（平成7年６月１日制定）に基づき談合の事実が確認され、本件入札が無効とされたときは、本件工事に係る契約を締結しない。

6 契約担当者

岡山県備前県民局長 千田 元久

7 契約条項を示す場所

〒700-8604

岡山県岡山市北区弓之町 6－1

岡山県備前県民局地域政策部総務課

電話 086-233-9802

8 その他

この公告に定めのない事項については、「一般競争入札（条件付）公告共通事項（総合評価落札方式）」で定めるところによる。